平成 30 年度 税制改正大綱

(担当:福田)

「平成30年度税制改正大綱から、非上場株式等についての相続税又は贈与税の納税猶予制度の拡充についてご紹介いたします。

1. 制度の概要

非上場株式等についての相続税(贈与税)の 納税猶予制度とは、後継者である相続人(受贈者)が、経済産業大臣の認定を受ける非上場株 式等を、先代経営者である被相続人(贈与者)から相続又は遺贈(贈与)により取得してその会 社を経営していく場合に、その非上場株式等に 対応する納税額の一部について納税を猶予する というものです。

本来、事業承継の場面で積極的に使われるべき制度ではありますが、納税額の全額が猶予対象となるわけではないことや、申告期限から5年の間、景気の波で業績が変動した場合でも、雇用の8割を平均して維持しなければ猶予が打ち切られるなど各種要件が厳しいため、実際に制度を利用するにはまだまだハードルが高いというのが実情です。

2. 改正点

しかし、中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、経営者の高齢化が急速に進展するなか、中小企業の事業承継は待ったなしの状況となっています。こうした中、制度のさらなる利用促進を図るべく、10年限定の特例措置として、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画(認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された、後継者の氏名や承継時までの経営見通しなどが記載されたものをいいます)を提出し、かつ、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の後継者が、この制度を利用する場合に限り、各種要件が一部緩和されることになりました。緩和内容の主なものは次のとおりです。

	₹ □ / →	65 T. J. H
	現行	緩和内容
猶予対象株式数	発行済議決権株式総数	左記上限を撤廃し、相
	の3分の2に達するま	続、遺贈又は贈与によ
	での部分として計算さ	り取得したすべての非
	れた一定の非上場株式	上場株式等が猶予対象
	等が猶予対象	
納税猶予割	80% (20%は必ず納税が	100% (全額が猶予され
	発生する)	る)
割合		
雇用確保要件	申告期限から 5 年の	左記要件をクリア出来
	間、相続開始時(贈与	なかったとしても、そ
	時) の雇用の8割を平	の理由を記載した書類
	均して維持出来なかっ	(認定経営革新等支援
	た場合は納税猶予が打	機関の意見が記載され
	ち切られる	ているものに限る)を
		提出することにより、
		納税猶予の打ち切りは
		確定しない
適用対象者	経営者1人に対して後	特例承継計画に後継者
	継者1人のみしか本制	を2名又は3名以上記
	度の適用を受けられな	載することにより、複
	V \	数の後継者が本制度の
		適用を受けられる
相続時精算課税	後継者が経営者の親族	後継者が経営者の親族
	以外の者の場合、相続	以外の者であっても相
	時精算課税の適用は受	続時精算課税の適用を
	けられない	受けられる
1/4		

3. 改正時期

この改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、あくまで納税猶予制度ですので、対象非上場株式等を売却したり、解散した場合など一定の場合には猶予が解除され、納税が生じますのでご留意下さい。